

高齢化社会対策特別委員会調査報告書

昭和60年3月16日

福島県高齢化社会対策特別委員会

- 1 調査事件（略）
- 2 調査の経過（略）

3 調査の結果

（1）人口の高齢化による社会・経済的影響

本県人口は、昭和55年の国勢調査によると、2,035千人となっているが、これを年齢構造についてみると、65歳以上の老年人口が総人口に占める割合は、10.5%となっており、本県では出生率の低下、平均余命の伸長とともに若年層を中心とした人口流出のため、全国平均（9.1%）に先行して人口の高齢化が進んでいる。さらに、昨年12月に策定された新福島県長期総合計画では、昭和70年にはこの比率が15.9%（全国平均13.6%）に達するものと見込んでおり、わずか15年間で5.4ポイントも上昇するなど、人口の高齢化は今後急速に進行することが予想されている。

また、高齢化の状況を地域的にみると、会津地域の山間部では厳しい自然条件等から就業機会の創出が進まないため人口の県外流出、市部集中が続き、昭和55年において既に20.5%に達している町をはじめとして15%を超えているものが16町村にもものぼっている一方、都市部及び地域開発が進む地域では10%未満のものが11市町村あるなど、地域によって大きな格差がみられる。

これらの状況を踏まえ、人口の高齢化について考えると、このことは単に高齢者の福祉問題にとどまらず、社会経済の各分野にわたって次のような影響を及ぼすことが予想される。

ア 老後期の伸長

人生80年時代を迎え、ライフ・サイクルも大きく

変化しており、退職後や子育て後の生活期間も長くなってきている。この長くなった老後生活を安定し、充実したものとするため、高齢者の所得の保障、福祉及び保健医療の充実、雇用の確保並びに生きがいの確保が必要となってくる。

イ 社会的負担の増大

高齢者人口の増加は、年金・医療等の社会保障給付費の増大をもたらすとともに、生産年齢人口は相対的に減少するので、国民所得に対する社会保障給付費の割合が高まるものと予想される。

ウ 労働力人口の高齢化

労働力人口の高齢化は、組織活力の低下や、急速に進む技術革新に対する柔軟な適応力の低下をもたらし、将来に向かっての経済の発展を阻害することが懸念される。

また、雇用機会を求める高齢者が増加するが、企業からの需要は低くなるおそれがあることから、高齢者の就業機会が減少することが予想される。

エ 家庭、地域社会の変化

高度経済成長や都市化の進展等に伴い、価値観の多様化、家族意識の変化、地域連帯意識の希薄化が進み、家族や地域社会が従来有していた互助の機能が弱まってきているため、これを補完するかたちで医療・福祉サービス等の需要が増大することが予想される。

オ 地域の社会・経済機能の低下

労働力人口の高齢化により、地域によっては生産活動の低下、生産基盤の荒廃等経済機能の低下が懸念されるほか、消防・防災活動等の社会生活を支える地域活動の維持が困難になるおそれがある。

(2) 高齢化社会に向けて講ずべき施策

人口の高齢化による社会・経済的影響は、前述のとおり広範多岐にわたり、国民全体で取り組まなければならない問題でもある。

本委員会は、付議された高齢者の福祉及び保健医療、高齢者の雇用並びに高齢者生活の充実について調査審議を進めてきたところである。

調査の結果は次のとおりであるが、これらには、一地方公共団体で対処できないものも多々あるので、国との密接な連携のもとに施策を実施していくことが必要である。

また、これらの施策の実施にあたっては、若年層が定着する魅力と活力ある地域づくりと、生涯を通じた健康で、生きがいのある、豊かな生活づくりを進めることを基本とするとともに、それぞれの地域の特性に応じてきめ細かく推進して行くことが必要である。特に、高齢化の進行度合が著しい地域については、関係市町村との連絡のもとにその実態と原因を調査し、適切な対応策を早急に講ずる必要がある。

このため、各種の施策を有機的に結合し、その体系化、総合化を図るための全庁的見地に立った連絡会議等の設置について検討するとともに、施策の実施にあたっては、市町村との密接な連携のもとに一体となって実施していくことが必要である。

ア 高齢者の福祉及び保健医療について

(ア) 福祉

高齢者の福祉については、その需要の増大と多様化に対応して行くため、施設福祉とともに在宅福祉の充実を図って行くことが重要である。

このため、次のような措置を講じていく必要がある。

a 在宅福祉の充実

- (a) 在宅福祉を円滑に進めるためには、今後負担がかかってくる世代の理解が必要不可欠であり、この世代に対する啓もうを進めること。
- (b) 在宅老人の介護は基本的に家族が行うことが望ましいが、介護にあたる家族の負担は大きなものとなっているので、その負担軽減を図るとともに、介護できない場合の支援体制について検討すること。
- (c) 介護を要する在宅老人の短期保護については、保護要件の緩和とその手続の簡素化を検

討するとともに、施設の整備を図ること。

- (d) 痴ほう性老人対策は、行政の福祉部門と保健部門の接点に位置することを踏まえ、これに関する一元的な相談窓口を設けること。
 - (e) 在宅のねたきり・ひとり暮らし老人等の増加に対応するため、地域において相互に助け合う仕組みが必要であり、その啓発・助長を行うとともに、家庭奉仕員派遣制度の一層の充実強化を図ること。
- b 施設保護対策の強化
- (a) 特別養護老人ホームについては、その需要に応じられるよう、整備を図っていくことが必要であるが、その際、地域間の均衡についても配慮すること。
 - (b) 特別養護老人ホーム等の施設の立地にあたっては、青少年を含めた地域との交流が図られるよう配慮すること。
- c その他
- (a) 高齢者の同居が可能な公営住宅の建設促進を図ること。
 - (b) 有料老人ホームについても、「社会福祉施設」と同様、その立地にあたって現行制度における規制の緩和措置が適用されるよう検討すること。
 - (c) 豪雪地域等におけるひとり暮らしや老人世帯の除雪方策について検討すること。
- (イ) 保健医療
- 高齢者の保健医療については、予防・治療・リハビリテーションの一貫した仕組みのもとに、健康づくりのための諸施策を総合的に展開していくことが肝要である。
- このため、次のような措置を講じていく必要がある。
- a 保健活動の充実
- (a) 地域における健康管理体制を強化するため、市町村保健婦の一層の確保を図るとともに、在宅老人を有する家庭に対する市町村保健婦の巡回指導等を充実すること。
 - (b) 在宅老人に対するリハビリテーションを推進するため、理学療法士及び作業療法士の確保及び巡回指導の方策について検討すること。
 - (c) 地域の第一線で重要な役割を担う市町村保健婦及び民生委員等と保健所の連携強化を図

ること。

(d) 在宅老人のための看護教室は、保健所のみならず、より気軽に参加できる場所において開催することを検討すること。

b 保健所の機能強化

保健所は、地域における保健活動の拠点であることにかんがみ、高齢化社会に向けてその役割を見直し、医師の確保等その機能の強化を図ること。

c 公的医療機関の役割の明確化

今後、高齢者に対する医療のあり方が一層重要な問題となることが予想されるため、県立病院等公的医療機関においても、その果たすべき役割について検討すること。

d その他

(a) 高齢化社会における健康づくりの基盤が食生活にあることにかんがみ、適切な食生活の指導及び普及に努めること。

(b) 病院に入院し治療継続する必要はないが、家庭に戻り、又は社会福祉施設に入所することが不適當な慢性的疾患を有する者が入所するいわゆる中間施設について、その設置を検討すること。

イ 高齢者の雇用について

高齢者の就業機会を確保し、安定した生きがいのある生活基盤を培っていくことが、高齢化社会への対応として極めて重要である。

また、労働力人口の高齢化が急速に進むなかで、高齢者の就業意欲を生かし、その能力を有効に発揮させていくことが本県社会経済の活力を維持し、発展させていくために欠くことのできないものである。

このため、次の措置を講じていく必要がある。

(ア) 雇用の場の確保

a 定年年齢は、年金受給年齢との関連を考慮しながら、60歳以上に延長することを目途として指導を進めるとともに、企業に対する助成措置等の充実を図ること。

b 定年延長に伴う諸問題に対応するため、相談、指導、援助体制の充実を図ること。

c 高齢者雇用率が法定雇用率に達していない事業所については、その完全達成に向けて十分指導を行うこと。

d 定年到達者の雇用延長、再雇用等の促進を図るため、事業主に対する啓発、指導に努めるとと

もに、助成制度等の充実を図ること。

e 高齢者の再就職を促進するため、現行の助成制度等の積極的な活用を促すとともに、これらの制度を充実強化すること。

f 高齢者の転職、再就職等を円滑に行うため、職業紹介、職業指導等の機能の充実を図るとともに、高齢者の就業ニーズ、体力、健康等に応じた職場、職種の開発研究に努めること。

g シルバー人材センターの育成強化及び助成措置の充実に積極的に取り組むとともに、未設置地区における設置の促進を図ること。

(イ) 能力再開発訓練の充実

a 中高年齢者の職種転換及び能力再開発のために実施する職場内訓練を促進するため、その指導、援助に努めるとともに、助成措置の充実を図ること。

b 職業訓練施設においては、高齢者の雇用の需要動向、就業ニーズ等に対応して、職業訓練科目の新增設、訓練指導者の養成・確保等を図ること。

(ウ) 労働環境の整備

a 高齢者の身体機能に応じた施設・設備等の改善、作業方法の改良等についての調査研究を進めることにより、労働の安全衛生対策の充実を図ること。

b 高齢者の健康づくりのための施設の整備を進める等により、心身両面からの健康管理体制の充実を図ること。

ウ 高齢者生活の充実について

高齢者生活の充実を図るためには、経済的基盤と精神的な豊かさが必要である。

このため、次のような措置を講じていく必要がある。

(ア) 生活意識の多様化にかんがみ、スポーツ活動、創造的製作活動及び老人クラブ活動への参加、生産活動への従事並びに知識経験の活用等各般にわたる生きがいづくりの施策をさらに推進すること。

(イ) 世代間交流の重要性にかんがみ、高齢者の生きがい促進総合事業等により高齢者とのふれあいを一層推進するとともに、その重要性について周知徹底を図ること。

(ウ) 国民年金及び厚生年金の受給権確保のため、未加入者に対する加入促進を積極的に推進し、この

ことについての広報及び相談活動を一層強化すること。

(エ) 高齢者に対する尊敬の念やいたわりの心を涵養するなど、人づくりに努めること。

本委員会における調査結果は、以上のとおりである。

本委員会へ付託された事件は、内容が広範かつ重大であるため、限られた期間においてこれを十分論

議し尽くすことはできなかったが、本委員会の調査は本定例会をもって終結することに決定した。

高齢化社会対策は、その性質上、一朝一夕になしうるものではないが、県当局においては、本報告書を踏まえ、国の施策に係るものについては、国に対し積極的な働きかけを行うとともに、この報告の具体化のため、積極的に対応されるよう要望する。